

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 2 回常任委員会資料



日 時：令和 8 年 2 月 10 日(火) 書面開催

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会第 2 回常任委員会資料

次第

1 報 告

- (1) 令和 7 (2025) 年度第 3 回国民スポーツ大会委員会報告 「資料 1」
- (2) 開催 1 年前広報の実施について 「資料 2」
- (3) 実行委員会事務局構成の変更について 「資料 3」

2 議 事

- (1) 第 1 号議案 宿泊・弁当調達・選手等輸送及び防具運搬業務委託に関する委託事業者及び宿泊料金、昼食（弁当）料金（案）について 「資料 4」
- (2) 第 2 号議案 大会日程（使用会場）の変更（案）について 「資料 5」
- (3) 第 3 号議案 中央競技役員数及び同所要経費基準（案）について 「資料 6」

【参考資料】

- ・ 第 81 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会実行委員会会則
- ・ 第 81 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局規程

* 議案への諾否や御意見について、2 月 19 日(木)までに回答書により御返信ください。

令和 7（2025）年度第 3 回日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会の報告

次のとおり、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会第 1 回常任委員会（書面開催）における決定事項について、令和 7 年 12 月 11 日に開催された標記会議に議案として提出し、承認されました。

1 会期及び会場の選定について

- （1）会期 令和 9 年 1 月 31 日（日）～ 2 月 4 日（木） 5 日間
※開始式：1 月 31 日（日） 表彰式：2 月 4 日（木）
※令和 9 年 1 月 29 日（金）、1 月 30 日（土）は公式事前練習

（2）会場

KOSÉ 新横浜スケートセンター（横浜市港北区新横浜 2-11）
横浜銀行アイスアリーナ（横浜市神奈川区広台太田町 1-1）

2 大会愛称、スローガン及びマスコットの選定について

（1）愛称

「かなよこ冬の国スポ 2 0 2 7」

（2）スローガン

「君には見えるか！？時速 150km の氷球！！」

（3）マスコット

神奈川県 P R キャラクター かながわキンタロウ



大会 1 年前広報の実施について

大会開催の 1 年前となる令和 8 年 1 月において、次のとおり広報を行いました。

1 経緯

今大会の開催に向けては、単にアイスホッケー競技会の開催にとどまらず、国スポをきっかけとした県内スポーツの盛り上げを目的の一つとしています。

そこで、大会が開催される期間である 1 月から 2 月にかけてシーズンを迎える県内スポーツチームと連携し、主催試合でチラシを配付し、広報を行いました。

2 配付日・連携チーム

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 令和 8 年 1 月 24 日 (土) | 三菱重工相模原ダイナボアーズ 1,750 部
横浜キヤノンイーグルス 3,000 部 |
| (2) 令和 8 年 1 月 25 日 (日) | 富士通レッドウェーブ 650 部
横浜 GRITS 500 部 |

3 チラシ (左：表面、右：裏面)



第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会 実行委員会事務局構成の変更について

事務局運営の円滑化及び人事異動等による事務局構成の変更について、実行委員会事務局規程第 3 条第 3 項の規定に基づき、次の者を事務局次長、事務局次長補佐及び事務局員に指名しましたので報告します。

（新規就任）

役 職	所 属	氏 名	就任事由
事務局次長	神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課 副課長	高橋 一嘉	事務局運営の円滑化
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	森 憲子	人事異動

（役職変更）

役 職	所 属	氏 名	変更事由
事務局次長補佐	神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課 課長代理（スポーツ振興担当）	小川 奈巳	事務局次長の変更に伴う役職変更（前 事務局次長）
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課競技スポーツグループ グループリーダー	曾田 裕介	事務局次長補佐の変更に伴う役職変更（前 事務局次長補佐）
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課施設グループ グループリーダー	齋藤 英夫	事務局次長補佐の変更に伴う役職変更（前 事務局次長補佐）
事務局員	横浜市にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興課 担当係長	窪田 顕人	事務局次長補佐の変更に伴う役職変更（前 事務局次長補佐）

人事異動等により、次の者が退任しましたので報告します。

（退任）

役 職	所 属	氏 名	退任事由
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課競技スポーツグループ 主事	宮永 七海	人事異動
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局 スポーツ課競技スポーツグループ 主事	湯川 直樹	退職

事務局構成（令和 8 年 2 月 6 日時点）

職	所 属	氏 名
事務局長	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課長	吉田 崇
事務局次長	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 副課長	高橋 一嘉
事務局次長補佐	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課課長代理 (スポーツ振興担当)	小川 奈巳
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ グループリーダー	曾田 裕介
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課施設グループ グループリーダー	齋藤 英夫
事務局員	横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 担当係長	窪田 顕人
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主査	平石 一晃
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主査	大塚 洋平
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競施設グループ 主査	小林 将也
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	後藤 淳
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	森 憲子
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	阿部 亮介
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主任主事	義本 大友
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	井上 隆之
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	伊藤 朋貴
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ 主事	坂井 優太
事務局員	神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課施設グループ 主事	藤家 宏輔
事務局員	横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 職員	本竹 史弥

第 1 号議案

宿泊・弁当調達・選手等輸送及び防具運搬業務委託に関する 委託事業者及び宿泊料金、昼食（弁当）料金（案）について

令和 7 年 11 月 18 日に開催した第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会 1 回常任委員会において承認された「宿泊・輸送等の委託事業者の選定方針」に基づき、令和 8 年 1 月 28 日に委託事業者の選定会議を実施の上、次のとおり選考（案）を作成し、それに基づく宿泊料金及び昼食（弁当）料金の設定を行った。

1 宿泊・弁当調達・選手等輸送及び防具運搬業務委託に関する委託事業者

選考（案） 「株式会社 JTB」

<選定会議概要>

- ・開催日
令和 8 年 1 月 28 日（水）
- ・審査委員（4 名）
実行委員会事務局長（神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課長）
横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 担当課長
神奈川県アイスホッケー連盟 理事長
神奈川県会計局指導課 副課長
- ・内容
選定会議への参加意思表示のあった 5 者に対して、企画提案書を基にした面接審査を実施し、最も優れた提案をした者を「選考（案）」とした。

2 宿泊料金及び昼食（弁当）料金

選考（案）である「株式会社 JTB」から提案された料金を基に設定した。

（1）宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金	
		1 泊 2 食	素泊まり
営業施設	税抜	10,000 円～21,500 円	8,000 円～20,000 円
	税込	11,000 円～23,650 円	8,800 円～22,000 円

(2) 昼食（弁当）料金

区分	消費税	料金	備考
昼食	税抜	1,600 円以内	お茶を含む
	税込	1,728 円以内	

※ お弁当は軽減税率（8％）の対象

上記（1）、（2）については、令和8年3月3日（火）に開催予定の第4回日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において協議を行い正式決定する。

第 2 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 大会日程（使用会場）の変更（案）について

1 大会日程（使用会場）

（1）変更後

会場	1 月			2 月			
	29 日	30 日	31 日	1 日	2 日	3 日	4 日
	金	土	日	月	火	水	木
KOSÉ 新横浜スケートセンター	△	△	◎ ○	○	○	○	○ □
横浜銀行アイスアリーナ	△	△	○	○	○	○	

〈△：公式練習、◎：開始式、□：表彰式、○：競技日〉

（2）変更前

会場	1 月			2 月			
	29 日	30 日	31 日	1 日	2 日	3 日	4 日
	金	土	日	月	火	水	木
KOSÉ 新横浜スケートセンター	△	△	◎ ○	○	○	○	○ □
横浜銀行アイスアリーナ	△	△	○	○	○	○	○

〈△：公式練習、◎：開始式、□：表彰式、○：競技日〉

（3）変更理由

大会最終日の試合を KOSÉ 新横浜スケートセンターに集約することにより、観客を集約し、会場を盛り上げると同時に施設使用料の削減を図る。

第 3 号議案

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
中央競技役員数及び同所要経費基準（案）**

1 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
アイスホッケー競技会	42

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

- ア 運賃は、各競技役員の居住地最寄駅から、会場地間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。
- イ 急行・特急料金及び航空運賃は「神奈川県職員等の旅費に関する条例」の例による。

(2) 宿泊費及び諸費

区 分	支 給 額
宿泊費 (1泊2食)	第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会宿泊要項に定める料金 × 宿泊日数 (競技役員業務従事日数+1日)
諸費	2, 200円×(宿泊日数+1日)

- (注) 1 支給期間は、原則として競技日数に1日を加えた日数を上限とする。
- 2 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 実行委員会は、その事務所を神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

(目的)

第 3 条 実行委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を神奈川県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 式典の企画及び運営に関すること。
- (4) 宿泊及び保健医療に関すること。
- (5) 競技運営に関すること。
- (6) 輸送交通及び警備防災に関すること。
- (7) 広報及び報道に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関すること。

第 2 章 組織

(構成・役員)

第 5 条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事（以下「役員」という。）は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 神奈川県及び横浜市の役職員
- (2) 関係競技団体その他の関係機関・団体の役職員
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に関係のある者

(役員の職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を構成し、第 10 条第 7 項に掲げる事項を審議し、決定する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期等)

第 7 条 役員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の解散のときまでとする。ただし、役員が異動等の事由によりその役職を離れた場合は、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前 2 項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した役員がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、会長及び役員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。この場合において、前項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、第4項に掲げる事項について、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、常任委員の中から会長が指名する。委員長は常任委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、常任委員の中から委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代行する。

5 常任委員会は、委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

7 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項乃至第7項の規定は、常任委員会において準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会において準用する。

第5章 事務局等

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(大会パートナー)

第13条 実行委員会に、大会パートナーを置くことができる。

2 大会パートナーは、会長が委嘱する。

3 大会パートナーは、第10条第7項に基づき審議し決定しようとする事項に関して、その企画に参画し、又は意見を述べるものとする。

第6章 財務及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第17条 会長が代表者を務める団体を相手方として行う契約の締結その他の民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用がある行為は、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを行う。

2 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

3 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問合せその他の事務については、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課が引き継ぐ。

附 則

1 この会則は、令和7年8月19日から施行する。

2 実行委員会の令和7年度における会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和8年3月31日までとする。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
会則第 12 条第 2 項の規定に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー
競技会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を
定める。

第 2 章 組織等

(組織)

第 2 条 事務局の組織は別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 3 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局次長補佐
- (4) 事務局員

2 事務局長は、会長が指名する。

3 事務局次長、事務局次長補佐及び事務局員は、事務局長が指名する。

(職務)

第 4 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を総括し、事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局次長補佐は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故あるときは、その職務を
代理する。

4 事務局員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(設置)

第 5 条 事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

第 3 章 事務の決裁

(専決事項)

第 6 条 事務局長、事務局次長の専決事項は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例に属すると認められる事項については、
上司の決裁を受けなければならない。

第 4 章 文書の取扱い

(記号及び番号等)

第 7 条 文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書について
は、記号及び番号を省略することができる。

2 記号は、「81 冬国実」とする。

3 文書番号は、その事案が完結するまで同一のものをを用いるものとする。

4 前項に規定する番号は、備え付けの文書処理簿に記載しなければならない。

(保 存)

第 8 条 処理済みの文書は、事務局長が別に指示する期間保存しなければならない。

(準 用)

第9条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いに関しては、神奈川県行政文書管理規則（平成12年3月31日神奈川県規則第15号）を準用する。

第6章 服務及び旅行

(服 務)

第10条 事務局職員の服務は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

(旅 行)

第11条 会長は、業務上必要があるときは、職員に旅行を命ずることができる。

2 会長は、業務上必要があるときは、委員等に旅行を依頼することができる。

(旅 費)

第12条 事務局職員の旅行に関する旅費の額及びその支給方法は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

2 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費を支給する。

3 前項の規定による旅費の額及びその支給方法は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

第7章 財務

(予算編成)

第13条 事務局長は予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算に変更の必要が生じたときは、補正予算を編成しなければならない。

(会 計)

第14条 本会の会計事務取扱については、「スポーツ課が事務局を務める任意団体の会計事務取扱規程（平成11年6月1日施行）」によるものとする。

2 事務局に現金の出納、保管及びその他の会計事務をつかさどる出納事務担当者を置く。

3 出納事務担当者は事務局長をもって充てる。

(決算)

第15条 事務局長は、決算を作成したときは、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第8章 補則

(補 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、神奈川県の事務処理に関する諸規則等の例による。

附 則

この規程は、令和7年9月12日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

事務局長 — 事務局次長 — 事務局次長補佐 — 事務局員

別表第 2（第 6 条関係）

職 員	専決事項
事務局長	1 事業の実施計画、実施方針及び進行管理に関すること。 2 予算の執行に関すること。 3 契約の締結及び助成金等に関すること。 4 予算の流用に関すること。 5 収入に関すること。 6 支出に関すること。 7 事務局職員（事務局長を含む）の服務に関すること。 8 事務局職員（事務局長を含む）の旅行命令に関すること。 9 通知、申請、照会、回答、依頼等に関すること。 10 出納事務担当者に関すること。
事務局次長	1 事務局職員（事務局長を除く）の服務に関すること。 2 事務局職員（事務局長を除く）の旅行命令に関すること。 3 軽易な照会、回答、依頼等に関すること。